

障害者施設団体、障害者団体の手続きについて

1 入館当日の入館手続きについて

入館当日の場合は、障害者の方(全員)の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(コピーでも可)を入館の際にご提示いただき、併せて付き添いの方の人数をお知らせください。(※入館当日、手続きに時間を要しますので、ご了承ください。)

2 事前提出による入館手続きについて

(1) 障害者施設団体(通所施設、入所施設、授産施設等)の場合

【障害者団体入館届】と【障害者団体名簿】の2点を事前提出してください。

(2) 障害者団体(グループ、父母の会等)の場合

【障害者団体入館届】と【障害者団体名簿】と【入館される障害者の方全員の手帳のコピー】の3点を事前提出してください。

(3)入館手続きのご案内

ア) 障害者団体入館届には、必ず施設代表者(団体代表者)の公印を押してください。

イ) 提出書類は入館日の10日前までにご提出(郵送)ください。

ウ) 提出書類が届き次第、事前手続きを行います。

エ) 提出書類に不備があった場合のみ、担当より連絡いたします。

オ)【障害者団体名簿】及び【入館される障害者の方全員の手帳のコピー】は入館当日に返却いたします。

3 その他

(1) 入館日の変更が生じた場合は、入館前にアクアマリンふくしまへご連絡ください。

(2) 来館当日、人数変更があった場合は、受付までお申し出ください。

(3) 上記2の(1)、(2)で入館される障害者の方が増えた場合は、その方の障害者手帳(コピーでも可)をご提示ください。

(4) 不明な点がありましたら、0246-73-2525 まで、ご連絡ください。